

年度

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式その六を次のように改める。

(6) - 1 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃 料 の 種 類					使用量等	特定温暖効果ガス排出係数 (CO ₂ EMISSION FACTOR)	排出量 (t)	
			単位	年度	熱量 (GJ)			
燃 料	原油のうち、ナフゼンセート（NGL）		kL					
	揮発油（ガソリン）		kL					
	ナフゼン		kL					
	灯油		kL					
	軽油		kL					
	A重油		kL					
	B重油		kL					
	石炭		t					
	石油コークス、RCコークス		t					
	石油ガス	産地石油ガス（LPG）		t				
		石油系液化石油ガス		千m ³				
		液化天然ガス（LNG）		t				
		その他可燃性天然ガス		千m ³				
	可燃性天然ガス	輸入原料炭		t				
		コークス用原料炭		t				
		吹込用原料炭		t				
		輸入一般炭		t				
		国産一般炭		t				
		輸入無煙炭		t				
	燃 炭	石炭		t				
コールス			t					
高炉ガス			千m ³					
転炉ガス			千m ³					
転炉ガス			千m ³					
都市ガス			千m ³					
その他の燃料								
計								
熱 源	産業用以外		GJ					
	蒸気		GJ					
	温水		GJ					
	冷水		GJ					
	事業所内で生成した再生エネルギー（環境価値有）		GJ					
	事業所内で生成した再生エネルギー（環境価値無）		GJ					
	事業所外から供給された再生エネルギー（環境価値有）		GJ					
	事業所外から供給された再生エネルギー（環境価値無）		GJ					
	計							
	一次送配電事業者の電源路を介して供給された電気		千kWh					
電 気	事業所内で発電した再生エネルギー（環境価値有）		千kWh					
	事業所内で発電した再生エネルギー（環境価値無）		千kWh					
	事業所外から供給された再生エネルギー（環境価値有）		千kWh					
	事業所外から供給された再生エネルギー（環境価値無）		千kWh					
	PPA契約（グリーンチャール）		千kWh					
外 部 供 給 電	小計							
	自ら生成した熱の供給		GJ					
	自ら生成した電力の供給		千kWh					
	小計							
合 計	単価							
	再エネ由来の証書		GJ					
	原則		kL					

その602

再エネ熱気の種類		使用量等		熱量 (GJ)	代替排出量	
		単位	年度		排出係数 (GJ/GWh _電)	排出量 (t)
事業所内（オネサイト）	大	陽	熱	GJ		
	地		熱	GJ		
	温	泉	熱	GJ		
	雪	氷	熱	GJ		
	海	水	熱	GJ		
	河	川	熱	GJ		
	地	下	熱	GJ		
		中	熱	GJ		
	バ	オ	ス	GJ		
	小	陽	計	GJ		
事業所外（オネサイト）	大		熱	GJ		
	地	泉	熱	GJ		
	温	氷	熱	GJ		
	雪	水	熱	GJ		
	海	川	熱	GJ		
	河	下	熱	GJ		
	地	中	熱	GJ		
	バ	オ	ス	GJ		
	小	計	GJ			
	事業所内（オネサイト）	オネサイト PPA（グリーンチャール）	光	千kWh		
大		陽	力	千kWh		
風			熱	千kWh		
地			力	千kWh		
水		大規模外	熱	千kWh		
		上配	ス	千kWh		
バ		オ	ス	千kWh		
小		計	千kWh			
オネサイト PPA（グリーンチャール）		光	千kWh			
大		陽	力	千kWh		
事業所外（オネサイト）	風		熱	千kWh		
	地		力	千kWh		
	水	大規模外	熱	千kWh		
		上配	ス	千kWh		
	バ	オ	ス	千kWh		
	小	計	千kWh			
	オネサイト PPA（グリーンチャール）	光	千kWh			
	大	陽	力	千kWh		
	風		熱	千kWh		
	地		力	千kWh		
事業所外（オネサイト）	水	大規模外	熱	千kWh		
		上配	ス	千kWh		
	バ	オ	ス	千kWh		
	小	計	千kWh			
	オネサイト PPA（グリーンチャール）	光	千kWh			
	大	陽	力	千kWh		
	風		熱	千kWh		
	地		力	千kWh		
	水	大規模外	熱	千kWh		
		上配	ス	千kWh		
バ	オ	ス	千kWh			
小	計	千kWh				
合						

[illegible]

電 気 使 用 量	燃 料 使 用 量	都 市 ガ ス 使 用 量	エ ネ ルギ一 使 用 量	エ ネ ルギ一 使 用 量 占 有 率
電 気 使 用 量 に 占 め る 割 合	燃 料 使 用 量 に 占 め る 割 合	都 市 ガ ス 使 用 量 に 占 め る 割 合	エ ネ ルギ一 使 用 量 全 体 に 占 め る 割 合	エ ネ ルギ一 使 用 量 全 体 に 占 め る 割 合 (事業所が直接使った証書を除く)

※地球温暖化対策計画書 その6シート 8(5) エネルギー使用量に占める再エネルギー割合等に転記

※地球温暖化対策計画書 その8シート (4) 各年度の削減義務履行状況 (K) に転記

(日本産業規格A列4番)

第7号様式

1 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称	事業所の所在地

(1) 水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水

排出物の種類	前年度活動量	温室効果ガス排出量
	活動量	排出係数
水道及び工業用水道の水の使用	千立	排出量(t)
公共水道への排水	千立	
合計		

(2) 事業所内における温室効果ガスの排出に係るその他の排出活動

[illegible]

(3) 非化石燃料の使用実績

非化石燃料の種類	前年度活動量	
	活動量	単位
水		t
アセチレン		t

(日本産業規格A列4番)

(4) 特定テナント等事業所の使用開始時期

事業所の使用開始年月年 月

(5) 計画書作成の担当部署

名称

2 地球温暖化の対策の推進体制

3 指定（特定）地球温暖化対策事業者との協力に関する措置

別記第七号様式の二を次のように改める。

第7号様式の2 その1

年度

特定テナント等地球温暖化対策計画書

1 特定テナント等事業者の概要

(1) 特定テナント等事業者の氏名（法人にあっては名称）

(2) 特定テナント等事業所の概要

特定テナント等事業所の名称			
事業の業種	分類番号		
	産業分類名		
業種等 事業所の種類	主たる用途		
	特定テナント等事業所の延べ面積		前年度末㎡
	事務所		前年度末㎡
	情報・通信		前年度末㎡
	放送局		前年度末㎡
	商業		前年度末㎡
	宿泊		前年度末㎡
	教育		前年度末㎡
	医療		前年度末㎡
用途別内訳	文		前年度末㎡
	物		前年度末㎡
	駐車場		前年度末㎡
	工場その他上記以外		前年度末㎡

事業の概要

(3) 特定テナント等事業所の要件

要件確認年月	年 月	
使用床面積	前年度末日時点	㎡ 以上
電気使用量	前年度一年間	千kWh 以上

(日本産業規格A列4番)

別記第八号様式を次のように改める。

第8号様式

東京都知事 殿

住所

法人名

代表者名

年 月 日

④

1 検証の対象

検証対象の種類

名 称

所在地

指定番号

2 検証の対象年度

検証の対象年度

年度

3 検証を実施した登録検証機関

登録区分

登録番号

登録年月日

年 月 日

営業所の名称

営業所の所在地

部署名

氏 名

登録番号

登録年月日

年 月 日

検証主任者

連絡先

電話番号

電子メールアドレス

4 利害相反の回避

検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認

☐ 確認済み

5 検証結果

検証結果

適 合

東京都と要協議

検証された排出量、一次エネルギー使用量、対策の推進の程度等

（日本産業規格A列4番）

別記第九号様式及び第十号様式を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 八の規定により知事が別に定める様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第千十八号

平成二十一年東京都告示第千二百三十六号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一に規定する知事が別に定める係数等）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

第一条第一項中「〇・四八九」を「条例第九条の六第二項の規定により知事が公表した電気排出係数のうち、都内に供給される電気の排出係数の平均値」に改め、同条第二項中「〇・〇六〇」を「地域エネルギー供給事業者（条例第十七条の三に規定する地域エネルギー供給事業者をいう。以下同じ。）から提出された条例第十七条の十四の地域エネルギー供給実績報告書に基づき知事が算定し、別に公表

した熱排出係数のうち、都内に供給される熱の排出係数の
「平均値」に改める。

第二条第四項を削り、同条第三項を第四項とし、同条第
二項の次に次の一項を加える。

3 規則別表第一 一の項の下欄ニ及びへの知事が別に定
める係数は、地域エネルギー供給事業者から提出された
条例第十七条の十四の地域エネルギー供給実績報告書に
基づき知事が算定し、別に公表した熱排出係数のうち、
都内に供給される熱の排出係数の平均値とする。

第二条第五項から第十一項までを削り、同条に次の二項
を加える。

5 規則別表第一 一の項の下欄ホ及びトの知事が別に定
める係数は、条例第九条の六第二項の規定により知事が
公表した電気排出係数のうち、都内に供給される電気の
排出係数の平均値とする。

6 規則別表第一 一の項の下欄チの知事が別に定める口
座その他これに類似するものに記録された電気等環境価
値保有量は、次の各号に掲げる電気等環境価値保有量と
する。

一 非化石価値取引市場において電気事業者が取得した
非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事
業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネ
ルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二
十一年法律第七十二号。以下「高度化法」という。）
第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をい
う。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取
引可能にするための、当該価値を有することを証する
ものをいう。）のうち、次のイ及びロに規定するもの

の量

イ F I T非化石証書（毎年一月から十二月までの間
に非化石電源（高度化法施行規則第一条に規定する
非化石電源をいう。以下同じ。）から発電された電
気のうち、非化石電源としての価値を有する電気と
して推進機関（電気事業法（昭和三十九年法律第百
七十号）第二十八条の四に規定する広域的運営推進
機関をいう。）が認定したものの量に係る非化石証
書をいう。）

ロ 非F I T再エネ指定非化石証書（毎年一月から十
二月までの間に再生可能エネルギー源（高度化法第
二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。
以下同じ。）を利用する電源から発電された電気の
うち、再生可能エネルギー由来であると指定された
ものであつて非化石電源としての価値を有する電気
として経済産業省が認定したものの量に係る非化石
証書をいう。）（再生可能エネルギー電気の利用の
促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経
済産業省令第四十六号）第五条第一項第十一号ハに
規定される基準に適合しないバイオマスに係るもの
を除く。）

二 規則第四条の十三第一項第二号に規定される電気等
環境価値保有量

第三条第一項中「〇・二六六」を「〇・二五一」に改め、
同条第二項中「〇・四〇〇」を「〇・三五五」に改める。

第四条第十二項及び第十三項を削り、同条第八項中「(二)
の知事が別に定める係数は、〇・四一五」を「(一)の知事が
別に定める炭酸塩を含有する鉱物は、次の各号に掲げる炭

酸塩を含有する鉱物とし、同欄の(二)の知事が別に定める
係数は、次の各号に掲げる炭酸塩を含有する鉱物の区分に
応じ当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の二号を
加える。

一 石灰石 〇・四四〇
二 ドロマイト 〇・四七一

第四条第八項を同条第十二項とし、同条第五項中「〇・
五〇二」を「〇・五一五」に改め、同項を同条第八項とし、
同条第四項中「ハ」を「ニ」に改め、同項を同条第五項と
し、同条第三項中「ハ」を「ニ」に改め、同項第一号中
「及びロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「施設」を
「通気弁」に、「〇・〇〇〇〇〇〇九五」を「〇・〇〇
〇一三」に改め、同号ロ中「天然ガスの一立方メートル当
たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表
した二酸化炭素の量 〇・〇〇〇〇〇〇二七」を「イに
掲げるもののほか、天然ガスの一立方メートル当たりの生
産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出される
トンで表した二酸化炭素の量 次の(i)及び(ii)に掲げる施設
の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める数」に改め、同号ロ
に次のように加える。

(i) 天然ガスの生産に係る坑井における施設（陸上
に設置されたものに限る。） 〇・〇〇〇〇〇〇〇
〇八二

(ii) 天然ガスの生産に係る坑井における施設（海上
に設置されたものに限る。） 〇・〇〇〇〇〇〇〇
〇一四

第四条第三項第一号ロの次に次のように加える。

ハ 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処

理に係る施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○○○二四

第四条第三項第二号中「及びロ」を「から八まで」に、「から八まで」を「及びロ」に改め、同号イ中「のみ」を削り、「○・○○○○○一八」を「○・○○○○○一二」に改め、同号ロ中「のみ」を削り、「○・○○○○○二一」を「○・○○○○○一八」に改め、同号ハを削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「ハ」を「ニ」に改め、同項第一号イ中「○・○○○○○一二」を「○・○○○○○九五」に改め、同号ロ中「原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○二七」を「次の(i)及び(ii)に掲げる施設ごとに、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量として当該(i)及び(ii)に定める数」に改め、同号ロに次のように加える。

(i) 原油の生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。） ○・○○○二三

(ii) 原油の生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。） ○・○○○○○四

三

第四条第二項第二号中「○・○六七」を「○・○四一」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「イ」を「ロ」に、「ロ」を「ハ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

規則別表第一付表第一 一の項の下欄イの知事が別に定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄イの知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる石

炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○〇三七

ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○〇四〇

二 露天掘による採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○〇一九

ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○〇一六

第四条第十四項中「六の項の下欄イ」を「八の項の下欄イの知事が別に定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄」に改め、同項第一号中「動物性のもの」の下に「並びに特定有害産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物をいう。以下同じ。）であるもの」を加え、「二・九二」を「二・九三」に改め、同項第七号中「ごみ固形燃料（前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。） ○・七七五」を「紙おむつ 一・二二」に改め、同号を同項第九号

とし、同項第五号中「前三号」を「前四号」に、「二・七七」を「二・七六」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「二・五五」を「二・五六」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「一・七二」を「一・六四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「二・二九」を「二・三一」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 廃油（特定有害産業廃棄物であるものに限る。） 一・〇二

第四条第十四項第六号中「ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。） 一・五七」を「紙くず ○・一四四」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 ポリエチレンテレフタレート製の容器 二・二七

第四条第十四項を同条第二十七項とし、同条第九項を同条第十四項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 規則別表第一付表第一 一の項の下欄ホの知事が別に定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄ホの知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 原油（コンデンサート（NGL）を除く。以下この号において同じ。） 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定めるとおりとする。

イ 原油をパイプラインにより輸送している場合 ○・○○○○○四九

ロ 原油をイに掲げるものの以外的手段により輸送している場合 ○・○○○○○二三

二 コンデンセート (NGL) ○・○○○○〇七二

第四条第十五項中「六の項」を「八の項」に、「別表第三の第二欄」を「次の各号」に、「同項の下欄口の知事が別に定める単位及び」を「同欄の」に、「同表の第二欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げる」を「次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の三号を加える。

一 RDF 一・〇七

二 RPF 一・六四

三 廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油

二・六二

第四条第十五項を同条第二十八項とし、同条第十項中「一・一」を「一・〇九」に改め、「とし、同欄ニの知事が別に定める係数は、○・〇一四とし、同欄ホの知事が別に定める係数は、三・四」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「ハ」の下に「(一)」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 規則別表第一付表第一 一の項の下欄への知事が別に定める係数は、○・〇〇八七とする。

第四条第十一項中「知事が別に定める」の下に「電気炉は、製鋼の用に供する電気炉とし、同欄のイの知事が別に定める」を加え、「○・〇〇五〇」を「十二分の四十四」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 規則別表第一付表第一 二の項の下欄ハ(二)の知事が別に定める炭酸塩は、次の各号に掲げる炭酸塩とし、同欄のハ(二)の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる炭酸塩の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 ソーダ灰 (国内で生産されたものに限る。) ○・四一三

二 ソーダ灰 (海外から輸入されたものに限る。) ○・四一五

三 炭酸バリウム ○・二二二

四 炭酸カリウム ○・三三二

五 炭酸ストロンチウム ○・三〇〇

六 炭酸リチウム ○・六〇〇

第四条第十二項の次に次の一項を加える。

13 規則別表第一付表第一 二の項の下欄ニ(二)の知事が別に定める炭酸塩は、次の各号に掲げる炭酸塩とし、同欄のニ(二)の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる炭酸塩の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 ソーダ灰 (国内で生産されたものに限る。) ○・四一三

二 ソーダ灰 (海外から輸入されたものに限る。) ○・四一五

第四条第十五項の次に次の三項を加える。

16 規則別表第一付表第一 三の項の下欄ニの知事が別に定める二酸化チタンの製造方法は、次の各号に掲げる二酸化チタンの製造方法とし、同欄のニの知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる二酸化チタンの製造方法の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 二酸化チタンをルチルから分離する方法 一・四三二

二 塩化チタンと酸素を化学反応させる方法 一・三四二

17 規則別表第一付表第一 三の項の下欄への知事が別に定める単位及び知事が別に定める係数は、それぞれ別表第三の第二欄に掲げる製品の区分に応じ同表の第三欄及び

び第四欄に定めるものとする。

18 規則別表第一付表第一 三の項の下欄トの知事が別に定める係数は、三・三八とする。

第四条第十九項の次に次の七項を加える。

20 規則別表第一付表第一 四の項の下欄口の知事が別に定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、同欄の口の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石灰石 ○・四四〇

二 ドロマイト ○・四七一

21 規則別表第一付表第一 四の項の下欄ハの知事が別に定めるガスは、次の各号に掲げるガスとし、同欄のハの知事が別に定める係数は、次の各号に掲げるガスの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 高炉ガス ○・三三三

二 転炉ガス 一・一六

22 規則別表第一付表第一 五の項の下欄イの知事が別に定める単位及び知事が別に定める係数は、それぞれ別表第三の二の第二欄に掲げる製品の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に定めるものとする。

23 規則別表第一付表第一 五の項の下欄口の知事が別に定める係数は、二・三五とする。

24 規則別表第一付表第一 七の項の下欄イの知事が別に定める鉱物は、ドロマイトとし、同欄のイの知事が別に定める係数は、○・四八とする。

25 規則別表第一付表第一 七の項の下欄口の知事が別に定める炭酸塩は、炭酸カルシウムとし、同欄の口の知事が別に定める係数は、○・四四とする。

26 規則別表第一付表第一 七の項の下欄ハの知事が別に定める係数は、〇・七三とする。

第五条第二十三項中「九の項」を「十一の項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第十七項を同条第二十三項とし、同条第十一項第一号中「〇・一一」を「〇・一〇」に改め、同条第二号中「〇・〇六六」を「〇・〇六三」に改め、同条第四号中「〇・〇〇四一」を「〇・〇〇八〇」に改め、同条第五号中「〇・〇〇四一」を「〇・〇〇五〇」に改め、同条第六号中「〇・〇〇一一」を「〇・〇〇一四」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「ホ」を「ヘ(二)」に改め、同項第一号イ中「〇・〇〇〇〇〇二五」を「〇・〇〇〇〇〇二六」に改め、同号口中「〇・〇〇〇〇三〇」を「〇・〇〇〇〇二四」に改め、同項第二号イ中「〇・〇〇〇〇〇二七」を「〇・〇〇〇〇〇二九」に改め、同号口中「〇・〇〇〇〇三三」を「〇・〇〇〇〇二六」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「ニ」を「ホ」に改め、同項第一号イ中「〇・〇〇〇〇二八」を「次の(i)及び(ii)に掲げる施設の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める数」に改め、同号イに次のように加える。

(i) 天然ガスの生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。） 〇・〇〇〇〇〇二

三

(ii) 天然ガスの生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。） 〇・〇〇〇〇〇〇

三八

第五条第六項第一号口中「〇・〇〇〇〇〇〇八八」を「〇・〇〇〇〇〇七六」に改め、同項第二号中「からハ

まで」を「及びロ」に改め、同号イ中「のみ」を削り、「〇・〇〇〇〇〇〇一一」を「〇・〇〇〇〇〇〇〇〇七六」に改め、同号口中「のみ」を削り、「〇・〇〇〇〇〇〇一三」を「〇・〇〇〇〇〇〇〇〇一二」に改め、同項ハを削り、同項を同条第八項とし、同条第四項中「ロ」を「ハ」に、「ハ」を「ニ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項第一号イ中「〇・〇〇一四」を「〇・〇〇一五」に改め、同号口中「〇・〇〇一六」を「〇・〇〇一七」に改め、同項第二号イ中「〇・〇〇〇七七」を「〇・〇〇〇八〇」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「ロ」を「ハ」に改め、「製鉄、」を削り、「カーバイド」を「炭化けい素」に、「〇・〇〇〇〇〇〇二〇」を「〇・〇〇〇〇〇〇四六」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 規則別表第一付表第二 一の項の下欄ロの知事が別に定める係数は、〇・〇〇〇一二とする。

第五条第二十四項から第二十八項までを削り、同条第十九項中「九の項」を「十一の項」に、「〇・〇〇〇〇〇四九」とし、同欄ロの知事が別に定める係数は、〇・〇〇〇〇〇〇八八」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の五号を加える。

一 食料品製造業に係る工場廃水进行处理している場合 〇・〇〇〇〇〇一二

二 パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工場廃水进行处理している場合 〇・〇〇〇〇〇二五

三 化学工業に係る工場廃水进行处理している場合 〇・〇〇〇〇〇九二

四 鉄鋼業に係る工場廃水进行处理している場合 〇・

〇〇〇七三

五 前各号に掲げる場合のほか、工場廃水进行处理している場合 〇・〇〇〇〇〇三〇

第五条第十九項を同条第二十八項とし、同条第十三項第一号中「〇・〇〇二二」を「〇・〇〇二三」に改め、同条第三号中「〇・〇〇〇一八」を「〇・〇〇〇二〇」に改め、同項に次の二号を加える。

五 うさぎ 〇・〇〇〇〇八〇

六 ミンク 〇・〇〇〇六八

第五条第十三項を同条第十九項とし、同条第九項中「ヘ」を「チ(一)」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「ニ」を「ホ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「ニ」を「ホ」に改め、同項第一号イ中「〇・〇〇一四」を「〇・〇〇〇七二」に改め、同号口中「〇・〇〇一五」を「次の(i)及び(ii)に掲げる施設の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める数」に改め、同号ロに次のように加える。

(i) 原油の生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。） 〇・〇〇一八

(ii) 原油の生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。） 〇・〇〇〇〇〇五九

第五条第五項第二号中「〇・〇〇〇一四」を「〇・〇〇〇二五」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 規則別表第一付表第二 二の項の下欄ロの知事が別に定める係数は、〇・〇四〇とする。

第五条第二十二項中「九の項」を「十一の項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十六項を同条第二十二

項とし、同条第十項第一号中「〇・〇〇〇三五」を「〇・〇二九」に改め、同項第二号中「コークス 〇・〇〇〇一三」を「エチレン (エタンから製造されたものに限り。)

〇・〇〇六〇」に改め、同項第三号中「エチレン 〇・〇〇〇一五」を「エチレン (前号に掲げるものを除く。)

〇・〇〇三〇」に改め、同項第四号中「一・二—ジクロロエタン 〇・〇〇〇〇五〇」を「酸化エチレン 〇・〇〇一八」に改め、同項第六号を削り、同項を同条第十六項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 規則別表第一付表第二 二の項の下欄へ(一)の知事が別に定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄へ(一)の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 原油 (コンデンセート (NGL) を除く。以下この号において同じ。) 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定めるとおりとする。

イ 原油をパイプラインにより輸送している場合

〇・〇〇〇〇五四

ロ 原油をイに掲げるもの以外の手段により輸送している場合 〇・〇〇〇〇二五

二 コンデンセート (NGL) 〇・〇〇〇一一

第五条第十八項を同条第二十四項とし、同条第十二項を同条第十八項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 規則別表第一付表第二 二の項の下欄トの知事が別に定める係数は、〇・〇〇〇〇〇〇一二とする。

第五条第二十項中「九の項」を「十一の項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十四項中「下欄ハの」の下に「知事が別に定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、

同欄のハの」を加え、「〇・〇〇一三」を「次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の二号を加える。

一 牛 〇・〇〇一一

二 鶏 〇・〇〇〇〇五九

第五条第十四項を第二十項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 規則別表第一付表第二 二の項の下欄チ(二)の知事が別に定める係数は、〇・〇〇〇〇九五とする。

第五条第二十一項中「九の項」を「十一の項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十五項第一号中「〇・〇〇〇一六」を「〇・〇〇〇〇二九」に改め、同項第二号中「〇・〇〇〇〇二八」を「〇・〇〇〇〇三九」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 規則別表第一付表第二 二の項の下欄リの知事が別に定める係数は、〇・〇〇〇〇一七とする。

第五条第二十四項の次に次の三項を加える。

25 規則別表第一付表第二 九の項の下欄の知事が別に定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 木くず (一般廃棄物 (廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。) であるものに限り。)

〇・〇〇〇三五

二 一般廃棄物 (前号に掲げるものを除く。) 又は産業廃棄物 〇・〇〇〇九六

26 規則別表第一付表第二 十の項の下欄イの知事が別に

定める焼却施設は、別表第十二の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの知事が別に定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

27 規則別表第一付表第二 十の項の下欄ロの知事が別に定める産業廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物とし、同欄のロの知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 感染性廃棄物 (廃棄物処理法施行令別表第一の四の項の下欄に規定する感染性廃棄物をいい、廃プラスチック類であるものを除く。以下同じ。)

〇・〇〇〇二三

二 廃プラスチック類 〇・〇〇〇〇八〇

三 汚泥 (第一号に掲げるものを除く。)

〇・〇〇〇〇一五

四 廃油 (第一号に掲げるものを除く。)

〇・〇〇〇〇四〇

五 紙くず、木くず、繊維くず、動物性若しくは植物性の残さ又は動物の死体 (第一号に掲げるものを除く。)

〇・〇〇〇二三

29 規則別表第一付表第二 十一の項の下欄ロの知事が別に定める係数は、〇・〇〇〇〇〇〇八八とする。

第六条第十七項から第二十項までを削り、同条第十二項中「八の項」を「十一の項」に、「〇・〇〇四三」とし、同欄ロの知事が別に定める係数は、〇・〇〇〇〇〇〇一六」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の五号を加える。

一 食料品製造業に係る工場廃水进行处理している場合 〇・〇〇〇四七	四十九号とし、同項第四十七号中「〇・〇〇〇七二」を「〇・〇〇〇〇四三」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項第四十六号中「〇・〇〇〇一三」を「〇・〇〇〇八三」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第四十五号中「〇・〇〇〇二五」を「〇・〇〇〇〇二八」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第四十四号中「〇・〇〇〇二五」を「〇・〇〇〇〇二八」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第四十三号中「〇・〇〇〇七六」を「〇・〇〇〇〇八三〇」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第四十一号中「〇・〇〇〇七六」を「〇・〇〇〇〇八三〇」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第四十号中「〇・〇〇〇七六」を「〇・〇〇〇〇八三」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十九号中「〇・〇〇〇七六」を「〇・〇〇〇〇八三」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十八号中「〇・〇〇〇八二」を「〇・〇〇〇〇六三」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十七号中「〇・〇〇〇四三」を「〇・〇〇〇〇七五〇」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号中「〇・〇〇〇六五」を「〇・〇〇〇〇二五」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第三十五号中「〇・〇〇〇八〇」を「〇・〇〇〇〇三〇」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十四号中「〇・〇〇〇二五」を「〇・〇〇〇〇一九」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第三十三号中「〇・〇〇〇六七」を「〇・〇〇〇〇二八」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第三十二号中「〇・〇〇〇七六」を「〇・〇〇〇〇八三」に改め、同号を同項第三十三
二 パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工場廃水进行处理している場合 〇・〇〇〇〇一四	号とし、同項第三十一号中「〇・〇〇〇七九」を「〇・〇〇〇二六」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号中「〇・〇〇〇七二」を「〇・〇〇〇〇四三」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号中「〇・〇〇〇三九」を「〇・〇〇〇〇六三」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十八号中「〇・〇〇〇三九」を「〇・〇〇〇〇六三」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十七号中「〇・〇〇〇四三」を「〇・〇〇〇〇六三」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十六号中「〇・〇〇〇五二」を「〇・〇〇〇〇六三」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号中「〇・〇〇〇六四」を「〇・〇〇〇〇六三」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十四号中「〇・〇〇〇三四」を「〇・〇〇〇六三」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「〇・〇〇〇三九」を「〇・〇〇〇〇六三」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第二十一号中「〇・〇〇〇四八」を「〇・〇〇〇二八」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「〇・〇〇〇四〇」を「〇・〇〇〇二七」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「〇・〇〇〇三六」を「〇・〇〇〇二四」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「〇・〇〇〇三六」を「〇・〇〇〇二五」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「〇・〇〇〇三一」を「〇・〇〇〇一六」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「〇・〇〇〇三一」を「〇・〇〇〇一六」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「〇・〇〇〇一五」を「〇・〇〇〇二三」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四
三 化学工業に係る工場廃水进行处理している場合 〇・〇一七	
四 鉄鋼業に係る工場廃水进行处理している場合 〇・〇四〇	
五 前各号に掲げる場合のほか、工場廃水进行处理している場合 〇・〇〇五三	
第六条第十二項を同条第十八項とし、同条第十項中「六の項」を「七の項」に改め、同項第一号中「水稻」の下に「(稲わら)」を加え、「〇・〇〇〇一三」を「〇・〇〇〇五四」に改め、同項第五十七号を削り、同項第五十六号中「〇・〇〇〇八三」を「〇・〇〇〇〇八六」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十五号中「〇・〇〇〇三八」を「〇・〇〇〇二四」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項第五十四号を同項第五十五号とし、同項第五十三号中「〇・〇〇〇五四」を「〇・〇〇〇〇五〇」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第五十二号中「〇・〇〇〇四三」を「〇・〇〇〇〇七五」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項第五十一号中「〇・〇〇〇四三」を「〇・〇〇〇〇七五」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項第五十号中「〇・〇〇〇六五」を「〇・〇〇〇二五」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項第四十九号中「〇・〇〇〇二五」を「〇・〇〇〇〇二八」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十八号中「〇・〇〇〇七六」を「〇・〇〇〇〇四三」に改め、同号を同項第	

号中「〇・〇〇〇三二」を「〇・〇〇〇一六」に改め、同
号を同項第十五号とし、同項第十二号中「〇・〇〇〇一
五」を「〇・〇〇〇一三」に改め、同号を同項第十四号と
し、同項第十号中「〇・〇〇〇一三」を「〇・〇〇〇一
一」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号中
「〇・〇〇〇三二」を「〇・〇〇〇一九」に改め、同号を
同項第十号とし、同項第六号中「〇・〇〇〇一四」を
「〇・〇〇〇〇一二」に改め、同号を同項第八号とし、同
項第四号中「〇・〇〇〇〇六一」を「〇・〇〇〇〇一二」に
改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「〇・〇〇〇
〇八八」を「〇・〇〇〇〇九六」に改め、同号を同項第四
号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 水稻 (もみがら) 〇・〇〇〇〇四二

第六条第十項第十三号を削り、同項第十一号中「〇・〇
〇一七」を「〇・〇〇〇〇一四」に改め、同号を同項第十
三号とし、同項第九号中「〇・〇〇〇〇二五」を「〇・〇〇
〇一二」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中
「〇・〇〇〇〇九四」を「〇・〇〇〇〇一二」に改め、同
号を同項第九号とし、同項第五号中「〇・〇〇〇〇二四」を
「〇・〇〇〇〇一八」に改め、同号を同項第七号とし、同項
第三号中「〇・〇〇〇〇四二」を「〇・〇〇〇〇二九」に改め、
同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の一号を加え
る。

三 水稻 (地下部) 〇・〇〇〇〇九〇

第六条第十項第五十八号中「〇・〇〇〇〇七六」を「〇・
〇〇〇〇四三」に改め、同項第五十九号中「〇・〇〇〇二
五」を「〇・〇〇〇〇四四」に改め、同項第六十号中「牧
草」の下に「(飼料用)」を加え、「〇・〇〇〇〇四六」を

「〇・〇〇〇〇一九」に改め、同項第六十六号中「〇・〇〇
〇二五」を「〇・〇〇〇〇四二」に改め、同号を同項第七十
二号とし、同項第六十五号中「前二号」を「第六十六号及
び第六十八号」に、「〇・〇〇〇〇三一」を「〇・〇〇〇〇一
五」に改め、同号を同項第七十号とし、同項第六十四号中
「らい麦」の下に「(飼料用)」を加え、「〇・〇〇〇〇二
三」を「〇・〇〇〇〇一七」に改め、同号を同項第六十八号
とし、同項第六十三号中「らい麦」の下に「(飼料用)」
を加え、「〇・〇〇〇〇三三」を「〇・〇〇〇〇一三」に改め、
同号を同項第六十六号とし、同項第六十二号中「ソルゴ
ー」を「ソルガム (飼料用)」に、「〇・〇〇〇〇三〇」を
「〇・〇〇〇〇九四」に改め、同号を同項第六十四号とし、
同項第六十一号中「〇・〇〇〇〇一九」を「〇・〇〇〇〇一
一」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項第六十号の
次に次の一号を加える。

六十一 牧草 (肥料用) 〇・〇〇〇〇二〇

第六条第十項六十二号の次に次の一号を加える。

六十三 青刈りとうもろこし (肥料用) 〇・〇〇〇〇〇〇

九九

第六条第十項六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 ソルガム (肥料用) 〇・〇〇〇〇一〇

第六条第十項六十六号の次に次の一号を加える。

六十七 青刈りえん麦 (肥料用) 〇・〇〇〇〇一二

第六条第十項六十八号の次に次の一号を加える。

六十九 青刈りらい麦 (肥料用) 〇・〇〇〇〇一一

第六条第十項七十号の次に次の一号を加える。

七十一 青刈りの麦 (第六十七号及び第六十九号に掲げ
るものを除く。) (肥料用) 〇・〇〇〇〇一一

第六条第十項七十二号の次に次の二号を加える。

七十三 みずな 〇・〇〇〇〇八三

七十四 さやえんどう 〇・〇〇〇〇一六

第六条第十項を同条第十二項とし、同条第八項中「五の
項」を「六の項」に改め、「別に定める」の下に「家畜は、
次の各号に掲げる家畜とし、同欄ハの知事が別に定める」
を加え、「〇・〇〇〇〇一八」を「次の各号に掲げる家畜の
区分に応じ当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の
二号を加える。

一 牛 〇・〇〇〇〇六五

二 鶏 〇・〇〇〇〇〇二九

第六条第八項を同条第十項とし、同条第六項中「五の
項」を「六の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第
五項第一号中「〇・二八」を「〇・三〇」に改め、同項第
二号中「〇・〇〇〇三二」を「〇・〇〇〇三三」に改め、同項
に次の一号を加える。

三 カプロラクタム 〇・〇〇〇二〇

第六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「ロ」を
「ハ」に改め、同項第二号中「からハまで」を「及びロ」
に改め、同号イ及びロ中「のみ」を削り、同号ハを削り、
同項を同条第五項とし、同条第三項中「ロ」を「ハ」に改
め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「イ」を「ロ」
に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第十
五」を「別表第十三」に改め、同項の次に次の一項を加え
る。

2 規則別表第一付表第三 二の項の下欄イの知事が別に
定める係数は、〇・〇〇〇〇八〇とする。

第六条第十四項中「八の項」を「十一の項」に改め、同

項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「七の項」を「八の項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「六の項」を「七の項」に改め、同項第一号、第三号及び第五号から第十二号までを削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第十三号中「工芸」及び「第四号及び」を削り、同項を同項第三号とし、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「五の項」を「六の項」に改め、同項第一号中「放牧されためん羊」を「めん羊」を「めん羊」を「めん羊」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「放牧された山羊又は馬」を「○○○○一三」を「山羊」を「○○○○三〇」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号中「山羊又は馬（前号に掲げるものを除く。）」を「馬」を「○○○○九九」に改め、同項を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「前号に掲げる水牛以外の」を削り、「であって、」を「」に改め、「行われるもの」の下に「に限る。」を加え、「○○○○一三」を「○○○○一四」に改め、同項を同項第四号とし、同項第七号中「第五号に掲げる水牛以外の」を削り、「であって、」を「」に改め、「行われるもの」の下に「に限る。」を加え、同項を同項第五号とし、同項に次の三号を加える。 六 水牛（前二号に掲げるものを除く。） ○・○○一四 七 うさぎ ○・○○二五 八 ミンク ○・○○一四 第六条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 7 規則別表第一付表第三 五の項の下欄の知事が別に定	める係数は、一とする。 第六条第十三項中「八の項」を「十一の項」に改め、同項を第二十項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。 13 規則別表第一付表第三 六の項の下欄ハの知事が別に定める係数は、○・○○九七とする。 第六条第十五項中「八の項」を「十一の項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。 15 規則別表第一付表第三 九の項の下欄の知事が別に定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一 木くず（一般廃棄物に限る。） ○・○○○○一 五 二 一般廃棄物（前号に掲げるものを除く。）又は産業廃棄物 ○・○○二七 第六条第十六項中「八の項」を「十一の項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。 16 規則別表第一付表第三 十の項の下欄イの知事が別に定める焼却施設は、別表第十二の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄イの知事が別に定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。 17 規則別表第一付表第三 十の項の下欄ロの知事が別に定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄のロの知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。	一 感染性廃棄物 ○・○○〇七七 二 廃プラスチック類 ○・○○〇一五 三 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において通常燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○一五 四 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において高温燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○〇六 五 五 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に多段式焼却施設において焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○〇八 六 石灰系凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○〇二九 七 多段吹込燃焼式流動床炉、二段燃焼式循環流動床炉又はストーカー炉において高温燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○〇二六 八 炭化固形燃料化炉において焼却される下水汚泥（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○〇三一 九 下水汚泥（第一号及び第三号から第八号までに掲げるものを除く。） ○・○○〇八 十 汚泥（第一号及び第三号から第九号までに掲げるものを除く。） ○・○○〇九九 十一 廃油（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○〇六二 十二 紙くず、木くず、繊維くず、動物性若しくは植物
---	---	--

性の残さ又は家畜の死体（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○○○七七

第六条第十八項の次に次の一項を加える。

19 規則別表第一付表第三 十一の項の下欄口の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 標準活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○○一四

二 嫌気好気活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○○三三

三 嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法により処理している場合 ○・○○○○○一二

四 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○○一一

第七条第一項中「○・○一九」を「○・○一七」に、「○・○○四九」を「○・○○三五」に改め、同条第八項中「三の項」を「五の項」に改め、同項第一号中「二の項」を「三の項」に、「リ」を「イ」に改め、同項第二号中「スまで」を「テまで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「二の項」を「四の項」に、「次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおり」を「○・○二九」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項中「二の項」を「四の項」に、「○・○一七」を「○・○二〇」に、「○・○○○○〇一」を「○・○○○○〇八〇」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「二の項」を「四の項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「○・○○一九」を「○・○○一〇」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を

同項第二号とし、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 規則別表第一付表第四 三の項の下欄イの知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄にハイドロフルオロカーボンを使用している場合 ○・四〇

二 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄にハイドロフルオロカーボンを使用している場合 ○・二〇

第七条第七項を削り、同条第五項中「二の項」を「四の項」に、「次の各号に掲げるプラスチック」を「ウレタンフォーム」に、「次の各号に掲げるプラスチックの区分に応じ当該各号に定めるとおり」を「○・一〇」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「二の項」を「四の項」に改め、同項第一号中「○・○○○○〇六五」を「○・○○○○〇六二」に改め、同項第二号中「○・○○○○〇二五」を「○・○○○○〇一〇」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 規則別表第一付表第四 三の項の下欄ロの知事が別に定めるパーフルオロカーボンは、パーフルオロシクロブタンとし、同欄口の知事が別に定める係数は、○・〇二〇とする。

第八条第一項を削り、同条第二項中「二の項」を「一の項」に、「○・〇三九」を「○・〇三一」に改め、同項

を同条第一項とし、同条第三項中「三の項」を「二の項」に改め、同項第一号中「パーフルオロメタン」の下に「（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）」を加え、「○・八〇」を「○・九〇」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「パーフルオロエタン」の下に「（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）」を加え、「○・七〇」を「○・六〇」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 パーフルオロメタン（液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。） ○・六〇

第八条第三項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 パーフルオロエタン（液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。） 一・〇

第八条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「三の項」を「二の項」に改め、同項第一号中「○・一〇」を「○・二〇」に改め、同項第二号中「○・二〇」を「○・一〇」に改め、同項第二号の次に次の二号を加える。
三 パーフルオロシクロブタン（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。） ○・一〇
四 パーフルオロシクロブタン（液晶デバイスの加工の

工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。） ○・〇一〇
第八条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 規則別表第一付表第五 二の項の下欄ハの知事が別に定めるパーフルオロカーボンは、パーフルオロシクロブタンとし、同欄ハの知事が別に定める係数は、○・一〇とする。

第八条第五項中「四の項」を「三の項」に改め、同項第一号中「三の項」を「二の項」に改め、「下欄」の下に「のイからハまで及びト」を加え、同項第二号中「キまで」を「ケまで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 規則別表第一付表第五 二の項の下欄ニの知事が別に定めるハイドロフルオロカーボンは、トリフルオロメタンとし、同欄ニの知事が別に定める係数は、○・〇七〇とする。

6 規則別表第一付表第五 二の項の下欄ホの知事が別に定めるハイドロフルオロカーボンは、トリフルオロメタンとし、同欄ホの知事が別に定める係数は、○・〇五〇とする。

7 規則別表第一付表第五 二の項の下欄への知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 ○・〇二〇

二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 ○・〇九〇

8 規則別表第一付表第五 二の項の下欄トの知事が別に定めるパーフルオロカーボンは、パーフルオロメタンとし、同欄トの知事が別に定める係数は、○・七〇とする。

第九条の見出し中「六ふっ化いおう」を「六ふっ化硫黄」に改め、同条第一項中「○・〇一九」を「○・〇〇一三」に改め、同条第二項中「三の項」を「四の項」に、「○・〇二七」を「○・〇一九」に改め、「とし、同欄ホの知事が別に定める係数は、○・五〇」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 規則別表第一付表第六 三の項の下欄の知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用している場合 ○・二〇

二 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用している場合 ○・六〇

第九条第三項の次に次の一項を加える。

4 規則別表第一付表第六 四の項の下欄ホの知事が別に定める粒子加速器は、次の各号に掲げる粒子加速器とし、同欄のホの知事が別に定める係数は、次の各号に掲げる粒子加速器の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 大学その他の研究施設に設置された粒子加速器

○・〇四五

二 産業用粒子加速器 ○・〇七〇

三 医療用粒子加速器 二・〇

四 発生する放射線の有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満である粒子加速器（前三号に掲げるものを除く。） ○・〇七〇

第十条第一項中「○・〇一七」を「○・〇〇〇二〇」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（基準排出量算定時の特定温室効果ガス年度排出量の算定方法）

第十一条 規則別表第一の三 一の項の下欄イの知事が別に定める燃料は、別表第十四の第二欄に掲げる燃料とし、同項の下欄イの知事が別に定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同項の下欄イの当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に十二分の四十四を乗じて得た数とする。

2 規則別表第一の一 一の項の下欄ロの知事が別に定める熱は、蒸気、温水及び冷水とし、同欄ロの知事が別に定める係数は、燃料を起源としない熱（条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める再生可能エネルギーを除く。）のみを供給する事業所（熱供給事業所を除く。）から供給を受けた熱にあつては○と、当該熱

以外の熱にあつては〇・〇六〇とする。

3 規則別表第一の一の項の下欄ハ及びホの知事が別に定める係数は、〇・四八九とする。

4 規則別表第一の三一の項の下欄ニの知事が別に定める係数は、〇・〇六〇とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一	輸入原料炭	トン	二十八・七	〇・〇二四六
二	コークス用原料炭	トン	二十八・九	〇・〇二四五
三	吹込用原料炭	トン	二十八・三	〇・〇二五一
四	輸入一般炭	トン	二十六・一	〇・〇二四三
五	国産一般炭	トン	二十四・二	〇・〇二四二
六	輸入無煙炭	トン	二十七・八	〇・〇二五九
七	石炭コークス	トン	二十九・〇	〇・〇二九九
八	石油コークス、FCCコーク	トン	三十四・一	〇・〇二四五
九	コールタール	トン	三十七・三	〇・〇二〇九
十	石油アスファルト	トン	四十・〇	〇・〇二〇四
十一	コンデンセート(NG L)	キロリットル	三十四・八	〇・〇一八三
十二	原油(前項に掲げるものを除く。)	キロリットル	三十八・三	〇・〇一九〇
十三	ガソリン	キロリットル	三十三・四	〇・〇一八七
十四	ナフサ	キロリットル	三十三・三	〇・〇一八六
十五	ジェット燃料油	キロリットル	三十六・三	〇・〇一八六
十六	灯油	キロリットル	三十六・五	〇・〇一八七
十七	軽油	キロリットル	三十八・〇	〇・〇一八八
十八	A重油	キロリットル	三十八・九	〇・〇一九三
十九	B重油又はC重油	キロリットル	四十一・八	〇・〇二〇二
二十	潤滑油	キロリットル	四十・二	〇・〇一九九
二十一	液化石油ガス(LP G)	トン	五十・一	〇・〇一六三
二十二	石油系炭化水素ガス	温度が二十五度で圧力が一バールの状態(以下「標準環境状態」という。)に換算した千立方メートル	四十六・一	〇・〇一四四
二十三	液化天然ガス(LNG)	トン	五十四・七	〇・〇一三九
二十四	天然ガス(前項に掲げるものを除く。)	標準環境状態に換算した千立方メートル	三十八・四	〇・〇一三九
二十五	コークス炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	十八・四	〇・〇一〇九
二十六	高炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	三・二三	〇・〇二六四
二十七	発電用高炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	三・四五	〇・〇二六四
二十八	転炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	七・五三	〇・〇四二〇
二十九	都市ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	四十・〇	〇・〇一四〇

備考 二十九の項中第四欄に掲げる係数については、使用する都市ガスの組成に応じ、同欄に掲げる値に代えて、標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が適当と認める値を用いることができる。

別表第二

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	石炭	トン	二・三三
二	石油コークス	トン	三・〇六
三	ナフサ	キロリットル	二・二七
四	液化天然ガス（LNG）	トン	二・七九
五	天然ガス（前項に掲げるものを除く。）	標準環境状態に換算した千立方メートル	一・九六

別表第三

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	エチレン（ナフサから製造されたものに限る。）	トン	一・五六
二	エチレン（軽油から製造されたものに限る。）	トン	二・〇六
三	エチレン（エタンから製造されたものに限る。）	トン	〇・八六
四	エチレン（プロパンから製造されたものに限る。）	トン	〇・九四
五	エチレン（ブタンから製造されたものに限る。）	トン	〇・九六
六	エチレン（一の項から五の項までに掲げるものを除く。）	トン	一・五六
七	クロロエチレン	トン	〇・〇六五
八	酸化エチレン	トン	〇・三三
九	アクリロニトリル	トン	〇・七三
十	カーボンブラック	トン	二・一
十一	無水フタル酸	トン	〇・三七
十二	無水マレイン酸	トン	一・一
十三	水素	温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートル	五 〇・〇〇〇八

別表第三の二

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	潤滑油	キロリットル	〇・五八七
二	グリース	トン	〇・一五〇
三	パラフィンろう	トン	〇・五九八